

宮城県充てん設備保安検査等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第37条の4で規定する充てん設備に対し、法第37条の6の規定に基づき行う保安検査及び保安検査に併せて実施する法第83条第3項の規定による立入検査（これらの検査を総称して「保安検査等」という。）に関する方法等について必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な保安検査等を実施し、もって充てん設備の保安の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における主な用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法令（法に係る政令、省令、告示等を含む。）の定めるところによる。

(1) 充てん設備

液化石油ガスを供給設備に充てんするための設備をいう。

(2) 休止充てん設備

使用を休止した充てん設備であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第81条第1項の規定により、休止届を県に届け出たもので、前回の保安検査又は設置の完成検査を受けた日から1年以上休止を継続しているものをいう。

(3) 充てん事業者

充てん設備の許可を受けた者をいう。

(保安検査等対象施設)

第3条 保安検査等の対象施設は充てん設備とする。

(保安検査周期)

第4条 保安検査の周期は、前回の保安検査の日（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては完成検査の日）から1年を経過した日を基準日とする。

2 基準日の前後1月の範囲内で保安検査を実施した場合は、基準日において当該検査を行ったものとみなす。

3 休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用するときまでは保安検査等は行わないものとする。

4 前項の場合、再使用以降の保安検査は、再使用時に行った保安検査の日を基準日とする。

5 移設に係る充てん設備を設置した場合で、検査周期内に当該充てん設備の使用の経歴及び保管状態の記録の確認により完成検査を実施した場合は、移設前の保安検査の日を基準日とする。ただし、移設前の事業所における休止、移設に係る申請までの移設後の事業所における保管等により検査周期内に保安検査を受検していない場合は、当該充てん設備の設置時の完成検査の日を基準日とする。

(事前準備)

第5条 充てん事業者は、保安検査の日程を県と協議の上、実施日を決定する。

2 充てん事業者は、充てん設備毎に前回の保安検査の日（第4条第2項で定める保安検査を行ったものとみなされた日を含む。）から1年を超えない日（休止充てん設備にあつては当該充てん設備を再び使用しようとする日の30日前）までに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 保安検査申請書

(2) 高圧ガス処理能力、貯蔵能力一覧表

(3) フローシート

ガス設備の機器名、流体名、常用の圧力、常用の温度、安全装置、緊急遮断弁、逆止弁、

法定温度計及び法定圧力計等を記載したもの

3 充てん事業者は、必要に応じて県と検査内容等について事前打合せを行う。

(保安検査方法)

第6条 保安検査は、規則別表第4により実施する。

2 前項の場合において、各検査項目に応じた方法又は当該方法に基づき実施された検査についての記録確認により行うことができるほか、次の試験（法令上、適用のないものを除く。）については、原則として、充てん設備の保安責任者等の立会いのもと、現に当該試験に立ち会うこととする。この場合、立ち会う試験箇所は代表箇所とすることができるものとする。

- (1) 気密試験
- (2) 緊急遮断装置作動試験
- (3) ガス漏えい検知警報装置
- (4) その他、現に立会いが必要と認められる試験

(立入検査)

第7条 立入検査は、次の項目について行うものとする。ただし、(2)から(5)の項目については、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第9号で規定する移動式製造設備の許可を持つ充てん設備に限る。

- (1) 法第37条の5の規定により、規則第72条で定められた技術上の基準（充てんの方法）の遵守状況
- (2) 定期自主検査実施状況
- (3) 保安管理体制
- (4) 危害予防規程及び当該規程に係る実施状況
- (5) 保安教育（防災訓練を含む。）計画及び実施状況
- (6) 各種帳簿（充てん記録、保安検査受検記録、充てん設備点検記録等）整備状況

(検査後の処理)

第8条 県は、保安検査の結果、充てん設備が法第37条の4第2項の技術上の基準に適合していると認めるときは、速やかに保安検査証を交付する。

2 県は、保安検査等の結果、法令に違反しているとき又は保安の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、充てん事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指示する。この場合、充てん設備については法第37条の4第2項の技術上の基準に適合するよう必要な措置が行われた時点で、保安検査証を交付するものとする。

3 前項の場合において、変更の工事を伴う場合、充てん事業者は法第37条の4第3項の手続きを速やかに行うものとする。変更の工事が軽微な変更の工事に該当する場合は、完成後遅滞なく届出を行うものとする。

4 第2項の場合において、相応の期間を経過しても必要な措置が講じられない時は、法第37条の5第3項の規定により、充てん設備又は充てんの方法の改善を命ずる他、法に基づき措置する。

(協議)

第9条 本要領による保安検査等を行うことが困難であると認められるときは、事前に県と充てん事業者で協議のうえ、適正かつ円滑な運用を図るものとする。

(その他)

第10条 移動式製造設備の許可を持つ充てん設備においては、本要領にしたがって保安検査等を行うこととし、宮城県高圧ガス製造施設保安検査等実施要領の規定は考慮しないものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。